



— 障がい福祉サービス版 利用ガイド —



令和7年度平塚市福祉施設食材料費高騰対策補助金

平塚市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食材料の物価高騰による影響を受けた福祉施設を運営する事業者の事業継続及び当該福祉施設の利用者への安定した食事の提供を行うため、予算の範囲内で食材料の購入等に要する費用の一部を補助します。

なお、この補助金を活用することにより、食材料の物価高騰に伴う利用者への価格転嫁の抑制に努めてください。また、この補助金は、今回限りです。

▶ 対象事業所（補助金の交付を申請できる者）

令和8年3月31日に神奈川県知事の指定、許認可等を受けている次に掲げる**市内の事業所**

- (1) **施設入所支援**を提供する事業所
- (2) **共同生活援助**を提供する事業所
- (3) **障害児入所施設**



▶ 対象経費

令和7年4月1日から翌年3月31日までの対象事業所における食材料の購入等に要する費用

▶ 補助金の額

1事業所当たり、次に掲げる金額を上限として補助

「利用者1人当たり23,000円×令和8年3月31日における利用者数（定員内）」

※ 注意事項

- (1) 令和8年3月31日における利用者数には、同日の退所者は含まれません。
- (2) 同一事業所で複数の施設（建物）を運営している場合は、合算した利用者数です。
- (3) 補助金の交付申請額は、次に掲げる計算式により算出してください。

利用者1人当たり23,000円×【令和8年3月31日における利用者数】×【食事の提供開始日の属する月（令和7年3月以前の場合は、令和7年4月）から起算して令和8年3月までの月数】÷12か月＝交付申請額（10円未満切捨て）

(例) 【令和7年9月1日から食事の提供を開始】した事業所で、令和8年3月31日における利用者数が【10人】
 $23,000円 \times 【10人】 \times 【7か月】 \div 12か月 = 134,160円$ （10円未満切捨て）

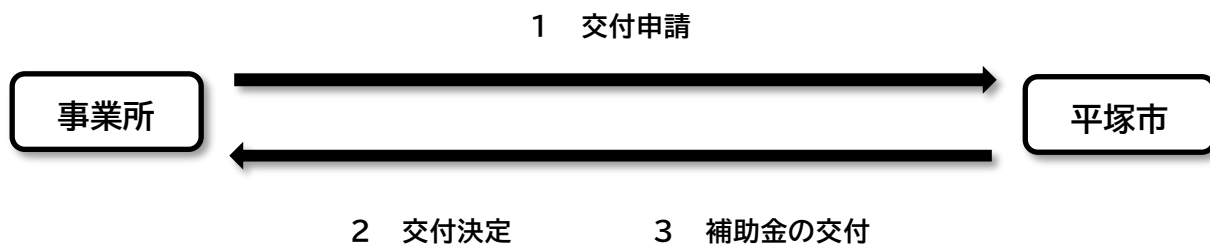
▶ 提出期間

令和8年4月1日（水曜日） ～ 同年6月30日（火曜日）

※ 注意事項

- (1) 補助金の交付は、1事業所につき1回限りです。また、先着順により補助金の交付を決定します。
- (2) 予算の執行状況等によって、提出期間の途中で受付けを終了することがあります。

▶ 手続の流れ



1 交付申請

次に掲げる書類を平塚市役所障がい福祉課に提出してください（郵送又は窓口）。

（郵送の場合） 〒254-8686 平塚市役所障がい福祉課地域生活支援担当 宛て
（大口事業所個別番号のため、所在地の記載は、不要です。）

(1) **交付申請書（第1号様式）**

※ 注意事項

ア 事業所の住所（所在地）、名称、代表者職氏名を記入してください（法人ではありません）。

イ 同一法人で複数の事業所を運営している場合は、事業所ごとに提出してください。

ウ 同一事業所で複数のグループホームを運営している場合は、合算した利用者数を記入してください。

(2) **誓約書（第2号様式）**

(3) **令和8年3月31日における利用者数分かる書類（利用者名簿、部屋割表等）**

(4) **請求振込依頼書（既定様式）**

2 交付決定

書類の審査により交付が決定した場合は、交付決定通知書（第3号様式）を郵送します。

3 補助金の交付

「2 交付決定」で交付を決定した事業所については、その交付決定額を請求振込依頼書で指定された口座に振り込みます。

以上

問合せ先

〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

平塚市役所 障がい福祉課 地域生活支援担当

電話 0463-21-8774（直通）

